

総合研究大学院大学附属図書館本部図書館利用規程

〔平成14年6月7日〕
規程図第6号

一部改正 16.4.14/20.7.1

(趣旨)

第1条 この規程は、総合研究大学院大学附属図書館規則（平成11年規則第6号）（以下「規則」という。）第11条第1項の規定に基づき、総合研究大学院大学附属図書館本部図書館（以下「図書館」という。）及び図書館が所蔵する図書、雑誌、その他の資料（以下「資料」という。）の利用について必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 総合研究大学院大学（以下「本学」という。）の職員、学生（科目等履修生等を含む。以下同じ。）及び名誉教授
- (2) 総合研究大学院大学学則（平成16年学則第1号）第1条に規定する機構等法人の職員
- (3) 本学の職員又は学生であった者
- (4) 図書館の利用を申し出た一般の利用者（以下「一般利用者」という。）

(開館日及び開館時間)

第3条 図書館は、次に掲げる日を除き、開館する。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月27日から翌年1月4日（前2号に掲げる日を除く。）までの期間
- 2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めたときは、臨時に休館又は開館することができる。
- 3 図書館の開館時間は、9時から17時30分までとする。ただし、館長が特に必要と認めたときは変更することができる。

(時間外利用)

第4条 第2条第1号に規定する利用者に対しては、前条第3項に定める開館時間以外の時間においても利用の便宜を図ることができる。

(入館手続)

第5条 利用者は、入館に際して第7条に規定する利用者カード又は学生証、身分証明書等（次項において「利用者カード等」という。）を図書館職員に提示しなければならない。

- 2 第2条第2号から第4号までに規定する利用者は、利用者カード等の提示に代えて、住所又は所属する機関並びに氏名を図書館職員に書面で申告することにより入館することができる。

(閲覧)

第6条 資料は、自由に閲覧することができる。

- 2 資料を利用者の閲覧に供するため、資料の目録及びこの規程を常時閲覧室内に備え付けるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、閲覧を制限することができる。
 - (1) 資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報（個人情報に係る部分等）が記録されていると認められる場合において、当該情報が記録されている部分
 - (2) 資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合において、当該期間が経過するまでの間
 - (3) 資料の原本を利用させることにより、当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は図書館において当該原本が現に使用されている場合
- 4 資料の閲覧は、所定の場所で行わなければならない。
- 5 閲覧が終わった資料は、直ちに所定の場所に返却しなければならない。
- 6 閲覧室等が非常に混雑している場合等、本学の教育研究に支障をきたすおそれがある場合においては、館長等は、資料の閲覧利用を制限することができる。

(利用者カード)

- 第7条 利用者で資料の貸出しを希望する者は、あらかじめ身分証明書等を提示して、別に定める利用者登録を行い、利用者カードの発行を受けなければならない。
- 2 第2条第1号に規定する利用者に発行した利用者カードの有効期限は、その資格を失うまでとする。
 - 3 第2条第2号から第4号までに規定する利用者に発行した利用者カードの有効期限は、原則として発行を受けた年度の末日までとする。ただし、有効期限前に延長申請を行った場合は、有効期限を延長することができる。
 - 4 利用者カードは他人に転貸してはならない。
 - 5 有効期限を過ぎた利用者カードは、直ちに図書館に返却しなければならない。

(貸出)

- 第8条 前条に規定する利用者カードを有する利用者は図書（参考図書及び館長が指定した図書を除く。）の貸出しを受けることができる。
- 2 図書の貸出しを希望する利用者は、所定の手続きを経て許可を受けなければならない。
 - 3 図書の貸出しを許可された利用者は、他人に転貸してはならない。
 - 4 図書の貸出しを許可された利用者が、前条に規定する有効期限の満了する前に、第2

条第1号から第4号までに規定する資格を失ったときは、借り受けた資料を直ちに図書館へ返却しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず館長が特に許可した利用者は、図書以外の資料（館長が指定した資料を除く。）の貸出しを受けることができる。

（貸出条件）

第9条 貸出できる利用者及びその者に貸出できる冊数並びに利用期間は、次のとおりとする。ただし館長が特に許可した場合は、冊数並びに利用期間を超過することができる。

区 分	図 書
第2条に規定する利用者で(1)及び(2)に掲げる者	30冊以内
	30日以内
第2条に規定する利用者で(3)及び(4)に掲げる者	10冊以内
	15日以内

2 貸出を受けた者が、前項に規定する利用期間の満了日（ただし、その日が休館日の場合はその翌日とする。）までに返却しない場合は、延滞日数相当期間、貸出を停止する。

（文献複写）

第10条 図書館における文献複写については別に定める。

（相互利用）

第11条 図書館は、規則第2条に規定する機関図書室及び他の大学の図書館等との相互利用に協力するものとする。

（規定等の遵守）

第12条 利用者は、この規程及び館長の指示する事項を守らなければならない。

（弁償責任）

第13条 利用者は、資料を汚損又は亡失したときは、直ちに届出て、弁償しなければならない。

（利用禁止）

第14条 館長は、この規程に違反した利用者に対し、図書館の利用を停止し、又は禁止することができる。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関して必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年6月7日から施行する。

附 則（平成16年4月14日大学規程図第1号）

この規程は、平成16年4月14日から施行する。

附 則（平成20年7月1日大学規程図第1号）

この規程は、平成20年7月1日から施行する。